

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、 「年金からの天引き」と「口座振替」をすることができます

- 「口座振替」を希望される方は、税務課または健康福祉課へお申し出ください。
お申し出に必要なもの…ご本人の保険証、預金通帳とお届け出印
- 「年金からの天引き」の場合、手続きは必要ありません。
ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からの天引き」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

- ▷ 年金額の年額が18万円未満の方（介護保険料が年金から天引きされていない方）
- ▷ 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からの天引き」ができません。
「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な方は、税務課または健康福祉課へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

東日本大震災により被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

下記のとおり対応しますのでお気軽にご相談ください。

❖保険証をお持ちでない方

保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない場合、**氏名・生年月日・住所**を医療機関にお申し出いただくことで受診することができます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

❖保険料や医療機関へのお支払いが困難な方

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することができます。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011 - 290 - 5601
〒060 - 0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

安平町役場
税務課税務グループ（早来庁舎）☎② 2513
健康福祉課国保医療グループ（追分庁舎）☎⑤ 4555